

諮問番号：令和 8 年度(2026 年度)諮問第 1 号

答申番号：令和 8 年度(2026 年度)答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「〇〇（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 56 条第 2 項の規定に基づく児童保護費負担金決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和 7 年（2025 年）1 月 2 月 19 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

入所措置に当たっての同意書の徴収について、事前及び事後に十分な制度説明や資料の提示がなく、行政手続上問題があったと考えられる。また、一時保護時から家庭環境の改善に努めており、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の脊柱側弯症の改善のため、関東への治療や装具の作成に連れて行くよう計画・実行し、旅費も含め多大な金銭的負担をしている。本件児童が早期に家庭復帰できるよう実母が別居するための費用等も発生している。

負担金の決定に当たって、単に市町村民税額や所得税額のみで決定し、各家庭の事情を勘案せずに徴収を行い、支払いを強制することは、問題があると考ええる。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分について

法による入所措置に要する費用について、法第56条第2項の規定により徴収する額は、熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号。以下「施行細則」という。）第11条第3号の規定により施行細則別表第2に定める額とする旨規定されているところ、本件児童の世帯の〇〇年度の市民税所得割の合計額は「〇〇円」であり、当該所得割の額は、同表の階層区分「D6（市町村民税の所得割の額の区分が177,301円から258,100円まで）」に当たり、かつ、本件児童の入所措置に係る施設は、児童養護施設であり、同表の「入所施設」に当たることから、徴収金基準額（月額）は、「41,200円」となり、本件処分による徴収月額もこれと同額であると認められることから、その算出過程において違算は認められなかった。

また、審査請求人は、単に市町村民税額等で決定し、各家庭の事情を勘案せずに徴収を行うことに問題があること及び本件児童の治療に係る旅費等や、実母が別居するために多大な費用を負担していることを主張する。

しかし、処分庁は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知。以下「長官通知」という。）において定められている徴収金基準額に準じた施行細則別表第2に定める額に基づき、扶養義務者の負担能力に応じて徴収していることから、本件処分に係る徴収額に不合理な点は認められない。

さらに、審査請求人は、同意書の徴収に当たって児童相談所から十分な説明がなかったことを主張している。

しかし、同意書は、入所措置に当たって、同意内容を書面で明らかにすることを目的として徴収されたものであり、児童保護費負担金の徴収に関

する本件処分と入所措置に関する処分は根拠とする条文規定を別にするものであるため、同意書の徴収に係る事情は、本件処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすものではない。

以上のとおり、本件処分は、法令等の規定に基づき適正になされたものであり、違法又は不当となる理由は認められない。

第4 調査審議の経過

令和8年（2026年） 7月 1日 審査庁から諮問

8月31日 第1回審議

10月7日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

（1）法令等の規定について

法第50条は、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」として、同条第7号で、「都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するために要する費用」を挙げ、また、法第56条第2項では、法第50条第7号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる旨規定されている。なお、本県においては、法第27条第1項第3号の措置を採る知事の権限は、法第32条第1項及び施行細則第2条第2項第4号の規定により、児童相談所長に委任されている。

本人又は扶養義務者から徴収する徴収金基準額については、長官通知に係る交付要綱に、児童福祉施設への入所等に要する費用に係る国庫負担金の算定に当たり控除される徴収金基準額が示されており、「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」

（令和５年５月１０日こ支家第４９号こども家庭庁支援局長通知）の「第２１ 徴収金基準額等について」では、徴収金基準額は、措置児童等の属する世帯の課税階層の区分等に応じて定められており、当該区分の認定は、「その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（略）のすべてのものについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。」とされている。

本県では、徴収額の決定及び徴収については、施行細則に規定されており、施行細則第２条第３項第２号において、法第５６条第２項の規定による費用の徴収に関する知事の権限を、福祉総合相談所長に委任している。

施行細則第１１条は、法第５６条第２項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額を規定しており、施行細則第１１条第３号において、本人が法第２７条第１項第３号の措置により児童養護施設等に入所した場合は、本人の属する世帯の階層区分を基準として、施行細則別表第２に定める額と規定されている。

なお、階層区分は本人及び扶養義務者の市町村民税額等により定められている。

（２）本件処分について

本件処分は、本件児童が〇〇年〇〇月〇〇日に児童養護施設へ入所措置となったことから、当該措置によって生じる費用の負担金決定処分としてなされたものである。本件児童が属する世帯の〇〇年度における市民税所得割の合計額は「〇〇円」であり、これは施行細則別表第２の階層区分の「Ｄ６」に該当する。本件処分で決定された徴収月額と同区分で定められた金額と一致していることから、本件処分に係る徴収額に誤りはない。

また、審査請求人は、単に市町村民税額等で決定し、各家庭の事情を勘案せずに徴収を行うことに問題があること及び本件児童の治療に係る旅費や、実母が別居するために多大な費用を負担していることを主張する。

しかし、施行細則第１１条及び別表第２で定める基準額は、長官通知で定める徴収金基準額に準じたもので、本人又はその扶養義務者の属する世帯の税額（負担能力）に応じた階層区分ごとに定められていることを考慮すると、不合理であるとはいえない。同条及び同表に個別の支出状況等に

よって徴収額を減額する規定はなく、本件処分に係る徴収額は、上記のとおり施行細則に基づき決定されており、違法又は不当な点は認められない。

さらに、審査請求人は、同意書の徴収に当たって児童相談所から十分な説明がなかったことを主張している。

確かに、審査請求人の視点に立ち、本件処分を入所措置に伴う一連の手続として受け止めたとすれば、将来生じる負担金額の見通しが重要であることも否定できず、保護者が事前に具体的な説明を求めることも理解できる。

しかし、同意書は、入所措置に当たって徴収されたもので、児童保護費負担金の徴収に関する本件処分と入所措置に関する処分は根拠とする条文規定を別にするものであり、実際に入所措置に当たっての同意の段階においては、具体的な負担金額の提示は難しいと思われることから、同意書の徴収に係る事情は、本件処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすものではない。

以上のとおり、本件処分は、法令等の規定に基づき適正になされたものであり、違法又は不当となる理由は認められない。

3 結論

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮 田 房 之

委員 井 寺 美 穂

委員 真 田 由紀子